四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為） **第百十条の二**　［略］ 2　法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（同条第一項の登録を受けた信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　当該信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合等の双方が法第六条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為） **第百十条の二**　［同上］ ［項を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。

（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第九十九条の二**　［略］ 2　法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（同条第一項の登録を受けた信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　当該信用金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十五条の五第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第九十九条の二**　［同上］ ［項を加える。］